

令和5年度

芦屋市一般廃棄物処理実施計画
(ごみ処理実施計画)

芦 屋 市

芦屋市一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）

目 次

基本理念及び基本方針	1
1 計画区域等	1
2 計画期間	1
3 処理主体	1
4 ごみ処理の評価	2
5 方策の検証	4
6 課題の抽出と次年度の取組	5
7 適正処理（市民・事業者・市（行政）の責務）	7
8 収集・運搬計画	7
9 中間処理計画	12
10 最終処分計画	13

「第3次芦屋市環境計画」において定めている、本市の目指す環境の姿、「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」を実現するために、本計画における基本理念を定め、経済性も考慮しつつ、5つの基本方針に取り組みます。

基本理念

わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、
持続可能な循環型社会を目指します

基本方針

- (1) 基本方針1 日常における環境意識の醸成
- (2) 基本方針2 市民参画・協働の推進
- (3) 基本方針3 多様な主体との連携
- (4) 基本方針4 排出事業者・責任の徹底
- (5) 基本方針5 新施設の検討・構想

1 計画区域等

- (1) 収集区域：芦屋市全域
- (2) 収集面積：18.57 km²
- (3) 計画収集人口：95,367人（令和4年10月1日現在）

2 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 処理主体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	市（直営・委託）	市（委託）	市（委託）
事業系ごみ	排出者自ら 市の許可業者		

4 ごみ処理の評価

本計画の上位計画である令和4年3月策定の「芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」において設定した目標値と現況（見込み）の比較結果は次のとおりです。

なお、令和4年度の見込みは、令和4年12月末時点のデータを基に前年と比較し推測で作成しています。

(1) 目標値の令和4年度達成見込み

項目\年度	単位	R3	R4	R4	R4 評価
		(実績)	(見込)	(目標)	(見込)
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	932.5	890.2	952.4	達成
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	543.5	510.3	540.8	達成
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,447	8,348	8,905	達成
④ (参考) 集団回収量	t/年	2,962	2,819	—	—
⑤ リサイクル率 ()内は灰の資源化を含む	—	15.9%	15.9% (16.1%)	16.2%	未達成
⑥ 最終処分量	t/年	4,320	4,248	4,345	達成

※②家庭系ごみとは、生活系ごみのうち、資源ごみと集団回収を除いたもの

※④集団回収量の目標値は、⑤リサイクル率に含めたため、個別に目標値は設定していない

※⑤リサイクル率のカッコ内は、焼却灰の資源化（セメントリサイクル）を計算に含めたもの
(資源ごみ+集団回収+灰の資源化)÷ごみ排出量

※⑥最終処分量は、灰の資源化（R4見込み70t）を含む

ごみ排出量は減量しているが、資源ごみや集団回収も同じように減少しており、リサイクル率は昨年度同様に目標値に対して未達成となっています。

参考 実績値の推移

項目\年度	単位	H30	R1	R2	R3	R4
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込)
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	979.6	942.0	943.1	932.5	890.2
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	551.5	534.2	549.9	543.5	510.3
③ 事業系ごみ排出量	t/年	9,491	8,970	8,384	8,447	8,348
④ (参考) 集団回収量	t/年	3,482	3,332	3,074	2,962	2,819
⑤ リサイクル率 ()内は灰の資源化を含む	—	16.3%	16.3%	16.4%	15.9%	15.9% (16.1%)
⑥ 最終処分量	t/年	4,521	4,354	4,344	4,320	4,248

(2) ごみ量の内訳

項目\年度	単位	R3	R4	増減	増減率
		(実績)	(見込)	R3→R4	R4÷R3
生活系ごみ	t/年	23,992	22,638	-1,354	94.4%
燃やすごみ	t/年	17,612	16,582	-1,030	94.2%
燃やさないごみ	t/年	3,019	2,877	-142	95.3%
資源ごみ	t/年	2,125	2,054	-71	96.7%
紙資源	t/年	950	941	-9	99.1%
ペットボトル	t/年	230	237	+7	103.0%
缶	t/年	159	147	-12	92.5%
びん	t/年	787	729	-58	92.6%
その他燃やさないごみ	t/年	893	823	-70	92.2%
粗大・一時多量ごみ	t/年	399	360	-39	90.2%
集団回収	t/年	2,962	2,819	-143	95.2%
事業系ごみ	t/年	8,447	8,348	-99	98.8%
燃やすごみ	t/年	8,209	8,125	-84	99.0%
燃やさないごみ	t/年	238	223	-15	93.7%
ごみ排出量	t/年	32,439	30,986	-1,453	95.5%
人口(10月1日)	人	95,305	95,367	+62	100.1%

(3) 前年度との比較

ごみ排出量(総量)は前年度比95.5%と減量が進んでいます。特に、生活系の燃やすごみが前年度比94.2%と減少しています。

集団回収の減少ですが、要因としては年々紙資源が減少しています。スマートフォンなど電子化の影響で紙媒体自体の減少が原因と推測されます。

(4) 適正処理

環境処理センターでは、新型コロナウイルス感染症予防を徹底し、1年を通して継続して安定的に収集を含むごみ処理を行いました。

焼却炉については、搬入時の展開検査を強化し、また、薬剤の管理を徹底すること等により、1年を通して規制値の値を超えることはありませんでした。

展開検査の強化	R3：28台、R4：59台 (4月～12月で比較)
薬剤の管理を徹底	水銀：フィードフォワード制御に変更し、活性炭噴霧量を自動で適正量噴霧し、安全な運転に努めた 鉛：重金属安定剤の添加率測定回数を増やし、安全な運転に努めた

5 方策の検証

令和4年度実施計画の方策

R4 方策		R4 取り組み内容	評価
1	指定ごみ袋の導入に向けた説明会等を進める	<ul style="list-style-type: none"> 市民説明会等：30回実施、約530人参加（令和5年1月31日現在） 広報あしや、広報掲示板、広報テレビ、ホームページ、SNS、小中学校へのチラシ配布など 	予定通り進んでいる
2	事業系ごみは、中身の見える袋に変更し分別の啓発を行う	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ハンドブックの作成 	ハンドブック配布は次年度
3	新施設の計画の中でプラスチックの分別を検討する	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備基本計画策定の中で、分別効果や敷地面積、経費などの観点で検討を進めている 広報あしや等で、検討を進めていることを市民に知らせている 	予定通り進んでいる
4	リサイクル意識の向上について、資源回収可能な店舗の紹介、集団回収の紹介を行う	令和5年3月末発行の家庭ごみハンドブックにおいて集団回収の取り組み団体を紹介	資源回収可能な店舗の紹介は次年度

令和4年度実施計画で定めた方策以外にも、以下の取り組みを進めました。

- 循環型社会の実現に向けたリユース促進を目指し、地域の情報サイト「ジモティー」（株式会社ジモティー）と連携
- 小型家電やリサイクル家電（4品目）の出し方の利便性向上のため、リネットジャパンリサイクル株式会社と連携範囲を拡大
- 持込みごみ予約の利便性向上のため、予約できる期間の見直しの検討

【予約できる期間・件数】

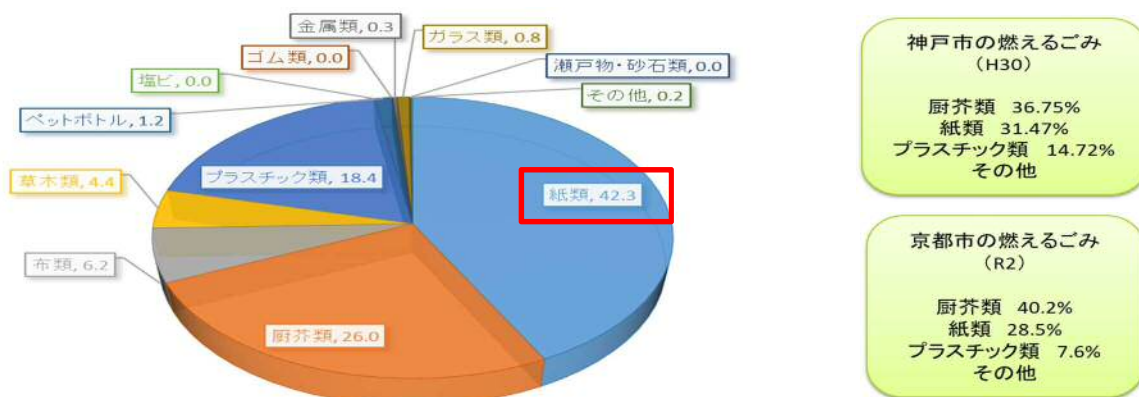
変更前：1週間前から前業務日まで

1回に予約できる件数は制限なし（実質6日分まで）

変更後：4週間前から当日午前中まで（土曜日持込みは前日まで）

1回に予約できる件数は6日分まで

参考 令和4年度 燃やすごみの中身（湿重量%）（5月、8月、11月の3回分析平均）



6 課題の抽出と次年度の方策

日常における環境意識の醸成を目指すため、令和5年10月に指定ごみ袋制度を完全実施し、取り組みを推進する必要があります。（課題：制度を広く周知）

リサイクル率については、目標に掲げた平成29年度から未達成が続いている。燃やすごみに混入している紙ごみが多いことから、雑がみの資源回収を向上させることなど、長期スパンでの向上を目指していく必要があります。（課題：紙資源分別の徹底）

プラスチックの分別について、現在は、燃やすごみとして回収し焼却している。温室効果ガス排出量の削減や資源循環など持続可能な社会を目指す必要があることから、分別の可否について検討を進める必要があります。（課題：プラスチック分別の可否）

令和5年度実施計画の方策

R5方策		R5取り組み予定
1	【重点取組】指定ごみ袋制度の導入に向けた説明会等を進める	袋のサンプルを全戸配布する予定であり、また、説明会も継続して行っていくなど、周知に努める
2	事業系ごみは、中身の見える袋に変更し分別の啓発を行う	事業系ハンドブックを配布し啓発を行う
3	新施設の計画の中でプラスチックの分別を検討する	引き続き、施設整備基本計画策定の中で検討を進め、広報あしや等で検討内容を市民に知らせる
4	リサイクル率向上に向けて、燃やすごみに混入している紙ごみの量を削減させる	燃やすごみに混入している紙ごみが多いことを紹介し、リサイクルできる紙とそうでない紙の紹介を行うなど、わかりやすく市民に伝える
5	ごみアプリの導入	紙媒体（家庭ごみハンドブックやごみカレンダー等）以外の周知方法として、スマートフォンなどアプリでの周知も進める

令和5年度の目標値

項目\年度	単位	R4	R5	R8
		(見込)	(目標値)	(目標値)
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	890.2	919.5	874.4
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	510.3	515.2	473.5
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,348	8,447	7,762
④ (参考) 集団回収量	t/年	2,819	3,101	3,225
⑤ リサイクル率 ()内は灰の資源化を含む	—	15.9% (16.1%)	17.3%	20.2%
⑥ 最終処分量	t/年	4,248	4,107	3,726

参考 兵庫県内の比較（環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 令和2年度調査結果より）

県内順位	市区町村名	1人1日当たりの排出量
		合計 (ごみ総排出量)*10 ⁶ /総人口 /365 (g/人日)
	県平均	901
1	多可町	703
2	加東市	712
3	神河町	726
4	市川町	738
5	加西市	775
6	丹波市	776
7	太子町	785
8	播磨町	798
9	西脇市	801
10	宍粟市	805
11	加古川市	828
12	高砂市	834
13	伊丹市	837
14	香美町	841
15	養父市	841
16	川西市	842
17	稲美町	859
18	三田市	861
19	尼崎市	881
20	明石市	885
21	宝塚市	890
22	朝来市	897
23	猪名川町	901
24	佐用町	907
25	小野市	913
26	西宮市	917
27	南あわじ市	919
28	姫路市	926
29	上郡町	926
30	神戸市	930
31	芦屋市	943
32	新温泉町	946
33	相生市	948
34	たつの市	949
35	丹波篠山市	962
36	豊岡市	969
37	三木市	999
38	洲本市	1,008
39	赤穂市	1,021
40	福崎町	1,100
41	淡路市	1,116

県内順位	市区町村名	1人1日当たりの排出量
		生活系ごみ (生活系ごみ搬入量+集団回収量)*10 ⁶ /総人口 /365 (g/人日)
	県平均	618
1	加東市	447
2	伊丹市	551
3	加西市	551
4	多可町	554
5	神河町	555
6	西脇市	578
7	市川町	581
8	加古川市	583
9	丹波市	585
10	西宮市	600
11	尼崎市	605
12	宍粟市	612
13	神戸市	613
14	太子町	613
15	播磨町	615
16	明石市	616
17	宝塚市	618
18	小野市	619
19	上郡町	627
20	川西市	631
21	南あわじ市	632
22	豊岡市	634
23	高砂市	635
24	養父市	639
25	佐用町	641
26	三田市	644
27	稲美町	647
28	姫路市	650
29	相生市	651
30	洲本市	653
31	朝来市	658
32	たつの市	658
33	香美町	663
34	三木市	670
35	福崎町	680
36	赤穂市	688
37	丹波篠山市	694
38	芦屋市	703
39	淡路市	707
40	猪名川町	714
41	新温泉町	734

県内順位	市区町村名	1人1日当たりの排出量
		事業系ごみ (事業系ごみ搬入量)*10 ⁶ /総人口 /365 (g/人日)
	県平均	283
1	多可町	149
2	市川町	156
3	神河町	171
4	太子町	172
5	香美町	178
6	洲本市	183
7	猪名川町	187
8	丹波市	191
9	宍粟市	194
10	高砂市	199
11	養父市	203
12	川西市	211
13	稲美町	212
14	新温泉町	212
15	三田市	217
16	西脇市	223
17	加西市	224
18	朝来市	239
19	芦屋市	241
20	加古川市	245
21	加東市	265
22	佐用町	266
23	丹波篠山市	268
24	明石市	269
25	宝塚市	271
26	尼崎市	276
27	姫路市	276
28	伊丹市	286
29	南あわじ市	287
30	たつの市	291
31	小野市	294
32	相生市	297
33	上郡町	299
34	西宮市	317
35	神戸市	317
36	三木市	329
37	赤穂市	333
38	豊岡市	334
39	洲本市	356
40	淡路市	409
41	福崎町	420

県内順位	市区町村名	リサイクル率 R (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100 (%)
		県平均
	県平均	15.5
1	小野市	6.5
2	福崎町	8.2
3	明石市	9.6
4	加東市	10.4
5	丹波篠山市	10.6
6	洲本市	10.8
7	淡路市	11.7
8	尼崎市	12.3
9	豊岡市	12.6
10	三木市	12.7
11	神戸市	12.9
12	丹波市	13.0
13	三田市	13.0
14	西脇市	13.6
15	稲美町	13.7
16	西宮市	13.9
17	相生市	15.2
18	南あわじ市	15.2
19	赤穂市	15.3
20	姫路市	15.7
21	芦屋市	16.4
22	伊丹市	17.7
23	加西市	17.8
24	香美町	17.8
25	多可町	18.7
26	上郡町	19.1
27	播磨町	19.9
28	高砂市	20.1
29	新温泉町	20.8
30	加古川市	21.0
31	たつの市	21.1
32	太子町	21.6
33	宍粟市	22.8
34	佐用町	23.5
35	猪名川町	23.9
36	朝来市	26.0
37	川西市	27.3
38	宝塚市	29.9
39	養父市	31.0
40	市川町	60.5
41	神河町	61.2

令和元年度の調査結果

27	芦屋市	942
----	-----	-----

37	芦屋市	686
----	-----	-----

17	芦屋市	256
----	-----	-----

21	芦屋市	16.3
----	-----	------

7 適正処理（市民・事業者・市（行政）の責務）

(1) 市民の責務

市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再使用を図り、廃棄物を分別して家庭ごみステーションに排出すること等により、廃棄物の減量化・再資源化その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(2) 事業者の責務

ア 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

イ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努めるとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。

ウ 事業者は、上記に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(3) 市（行政）の責務

ア 市は、一般廃棄物の排出の抑制、再生資源の回収、分別収集その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、適正な処理を図らなければならない。

イ 市は、廃棄物の減量及び適正な処理について、市民及び事業者への啓発を行うとともに、自主的な活動の促進を図るよう情報提供等を行わなければならない。

ウ 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図り、能率的な運営に努めなければならない。

8 収集・運搬計画

一般家庭から排出される生活系ごみを「燃やすごみ」、「資源ごみ」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」及び「植木の剪定ごみ」に分別して収集します。

分別の種類としては、「燃やすごみ」、「段ボール」、「雑誌・チラシ・その他紙類」、「新聞紙」、「紙パック」、「ペットボトル」、「缶」、「ビン」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」、「植木の剪定ごみ」の12分別とします。

なお、水銀血圧計や水銀体温計等の水銀を含有する廃棄物は、より適正な処理を図るため、拠点回収を実施しています。

(1) 一般廃棄物の収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬は、市、市が委託した業者、一般廃棄物収集運搬許可業者及び事業系ごみを自ら運搬する事業者が行うこととします。

ただし、芦屋浜及び南芦屋浜の一部区域については、生活系ごみのうち、燃やすごみを、廃棄物運搬用パイプライン施設で行う。燃やすごみのうち、廃棄物運搬用パイプライン施設に適さないもの（投入口より大きいごみ等）は、月1回車両による収集を行います。

ア 市（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）が収集・運搬するごみ

(ア) 一般家庭が排出する生活系ごみ

イ 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬するごみ及び事業者が自ら運搬するごみ

- (ア) 事業所が排出する事業系ごみ
- (イ) 一般家庭が排出する生活系ごみで市の収集・運搬（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）によらないごみ
- (ウ) 事業活動に伴って生じたごみ

一般廃棄物収集運搬許可業者

会社名	住所	電話番号	ファクス番号
芦屋環境サービス(株)	芦屋市若宮町5-18	34-5788	34-5790
(有)芦屋浄水	芦屋市楠町3-13	22-5672	31-6834
(株)ウィルパワー	芦屋市大原町4-13	62-6350	25-0239
(株)エコワークシステム	芦屋市船戸町3-25	23-3366	32-3777
(株)シントー	芦屋市上宮川町2-10-4F	35-2848	35-2860
(有)NAKAZAWA	芦屋市公光町10-8	25-0441	25-0443
(株)藤起業	芦屋市上宮川町9-3	35-7274	55-3345
(株)丸与商店	芦屋市楠町3-13	22-8598	22-8693

ウ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象になる機器のうち、義務外品（業者に引取りが義務付けられていないもの）については、兵庫県電機商業組合での引き取りを進めるとともに、リネットジャパンリサイクル株式会社との連携も進めています。

(2) 排出方法

ア 市民は、この計画に定めるごみの分別種類ごとに袋等に収納し、家庭ごみステーションに搬出するなど、市が行う収集運搬業務に協力しなければならない。

イ 家庭ごみステーションとは、原則として複数の家庭が共同でごみを排出する場所をいい、それを利用しようとする市民等が協議のうえ定めた位置を市に申し出て、市が収集可能であると確認することにより決まる。その位置を明示した地図は、環境処理センターの収集事業課において、閲覧が可能です。

ウ 市民は、生活系ごみを排出する場合は、11頁別表第1に定める収集曜日及び時間に排出する。また、排出するごみが危険性又は毒性を有し、その他収集運搬に支障がある場合は、危険性を除去する等適切な処置を講じた後でなければ、排出してはならない。

エ 市民は、「燃やすごみ」と「その他燃やさないごみ」を家庭ごみステーション又は廃棄物運搬用パイプライン施設に排出するときは、市長が指定する袋に収納しなければならない。（令和5年10月1日から施行）

オ 事業者等は、一般廃棄物を環境処理センターに搬出するときは、中身の見える状態で排出しなければならない。（令和5年10月1日から施行）

(3) 芦屋市さわやか収集

自ら家庭ごみステーションに家庭ごみ等を排出することが困難であり、かつ、親族等による協力を得ることができない高齢者又は障がいのある方で、職員等による面談・調査の結果、一定の条件に該当する者を対象に、燃やすごみ、段ボール、雑誌・チラシ・その他紙類、新聞紙、紙パック、ペットボトル、缶、ビン、その他燃やさないごみ及び粗大ごみを自宅の玄関先等で収集します。

また、希望者に対して安否確認も行い、高齢者又は障がいのある方の生活環境に支障が生じないよう支援します。

(4) パイプライン施設

廃棄物運搬用パイプライン施設について、利用者や関係者との協議を重ね具体的な代替収集方法の検討を進めつつ、定められた期間での適正運用に向け、計画的に事業を進めてまいります。

●対象物・排出方法・中間処理方法

本市では12分別による収集を行っており、分別区分別の対象物、排出方法及び中間処理方法は次のとおりです。

分別区分	対象物	排出方法	中間処理方法			
			一次処理	二次処理		
燃やすごみ	生ごみ類、布類、プラスチック類等	指定ごみ袋に収納して排出 木や枝は、長さ50cm以内、直径10cm以内に切り、片手で運べる量を紐で束ねる	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物 ：埋立処分、焼却灰は一部資源化		
燃やさないごみ	紙資源	段ボール	段ボール	別々の袋、もしくは紐で束ねて排出	保管	資源物：再資源化
		雑誌・チラシ等	雑誌、チラシ、その他紙類			
		新聞紙	新聞紙			
		紙パック	紙パック			
	ペットボトル	ペットボトル	・キャップやラベルをはがし、中身を出し、水洗いしてから排出 ・第1・5・6週に出す場合は、ピンとは別々の袋で排出	選別・圧縮処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理	
缶	スチール缶類、アルミ缶類	・キャップやラベルをはがし、中身を出し、水洗いしてから排出 ・はがしたキャップやラベルは、素材が金属の場合は「その他燃やさないごみ」、紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」で排出	選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理		
ビン	ジュースのビン、調味料のビン等	ジュースのビン、調味料のビン等	選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理		
その他燃やさないごみ	小型家電、鉄類、ガラス類、陶器類等	指定ごみ袋に収納して排出 危険ごみは、中身の見える別袋に入れて排出 ・整髪料・殺虫剤・卓上ガスボンベ等は中身を使い切り、中身の見える別袋に入れて排出 ・充電式電化製品や乾電池類は、中身の見える別袋に入れて排出 ・包丁・はさみ・ガラスの破片等は、厚紙に入れて、「キケン」と表示して中身の見える別袋に入れて排出 傘や蛍光灯は、袋に収納しなくてもよい	破碎・選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理		
粗大ごみ	(縦・横・高さいずれか一辺)50cm以上の燃やすごみ、30cm以上の燃やさないごみ	粗大ごみ処理券を必要枚数購入し、氏名もしくは受付番号等を記入のうえ、粗大ごみに貼り、予約日に指定場所に排出	破碎・選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理		
一時多量ごみ	引っ越し等の一時多量ごみ	「粗大ごみ」、「燃やすごみ」、「缶」、「ビン」等に分けて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物 ：埋立処分、焼却灰は一部資源化		
植木剪定ごみ	植木剪定の木、枝、葉っぱ	雑草：土をよく払いごみ袋で排出 木：長さ50cm以内、直径10cm以内に切って、紙等で束ねて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物 ：埋立処分、焼却灰は一部資源化		

●収集回数・地域・区分・方式

収集・運搬体制は、地域毎に異なっており、生活系ごみは、市職員による収集（市直営）、市の委託業者による収集（委託）、パイプラインによる収集、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集のいずれかで実施しています。一方、事業系ごみは、事業者が自ら持ち込むか、本市の許可業者と契約することで収集しています。

ごみの種類と収集回数			収集地域	収集区分	収集方法	搬入先	
燃やすごみ	週 2 回		JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北、芦屋浜(高浜町1・10～20番)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町7～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター	
	週 2 回		JR以北、楠町	委託			
	随時		芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町2～9番、若葉町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～6番、南浜町1～9番)	市直営	パイプライン輸送		
	月 1 回 (パイプラインに投入できない物)		芦屋浜(新浜町、浜風町、緑町、潮見町) 南芦屋浜(陽光町8番20号)	市直営	ステーション方式		
		芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～6番、南浜町1～9番)	委託				
燃やさないごみ	紙資源	段ボール	第1・5週の水曜日	全市域	JR以北(楠町を含む)、芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番)は委託	ステーション方式	再生事業者施設内
		雑誌・チラシ等	第2週の水曜日	全市域	JR以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町1・10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)	ステーション方式	
		新聞紙	第4週の水曜日	全市域	南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)は市直営	ステーション方式	
		紙パック	第4週の水曜日	全市域	JR以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町1・10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)	ステーション方式	
	ペットボトル	第3週の水曜日及び第1・5・6週	全市域(高浜町2～9番、若葉町を除く)	JR以北(楠町を含む)、芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)は市直営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター	
		第1・3・4・5週の木曜日	高浜町2～9番、若葉町	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北			
	缶	第3週	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式		
			JR以北、楠町	委託			
		芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町7～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営				
		南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～6番、南浜町1～9番)	委託				
	毎週	芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)	委託				
	ビン	第1・5・6週	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式		
			JR以北、楠町	委託			
		芦屋浜(新浜町、浜風町(5～8番を除く)、高浜町1・10～20番、緑町(1・3・4を除く)、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町7～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営				
		南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番、海洋町1～6番)	委託				
毎週	芦屋浜(浜風町5～8番、高浜町2～9番、若葉町、緑町1・3・4番)	委託					
その他 燃やさないごみ	第2・4週	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式			
		JR以北、楠町	委託				
	芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町7～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営					
	芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～6番、南浜町1～9番)	委託					
粗大ごみ	申込み・予約制	全市域	市直営	戸別収集			
一時多量ごみ							
植木の剪定ごみ							
事業所が排出するごみ	随時	全市域	一般廃棄物収集運搬業者	戸別収集			
市の収集方法によらない一般家庭排出ごみ							

別表第1

収集曜日及び時間

町名 / 分別種類 出す時間	燃やすごみ	燃やさないごみ										粗大ごみ	一時多量ごみ 植木剪定ごみ	
		資源ごみ												
		紙資源				ペットボトル		缶		ビン				その他 燃やさないごみ
		段ボール	雑誌・チラシ等	新聞紙	紙パック	ペットボトル		缶		ビン				その他 燃やさないごみ
午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで			
あ	朝日ヶ丘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
い	岩園町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	伊勢町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
う	打出小椋町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	打出町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
お	奥池町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	奥池南町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	奥山	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	大原町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
か	大樹町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	上宮川町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	春日町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	川西町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	海洋町1～6番	パイプライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	海洋町7～14番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
き	公光町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
く	楠町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	呉川町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
さ	三条町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	三条南町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
し	親王塚町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	清水町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	潮見町	パイプライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
す	涼風町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
せ	精道町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
た	竹園町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	高浜町2～9番	パイプライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第1・3・4・5週 木	毎週 月	毎週 金 午前	第2・4週 月				
	高浜町1・10～20番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	大東町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
ち	茶屋之町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	月若町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
つ	津知町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	業平町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
な	南宮町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	西山町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
に	西芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	西蔵町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	新浜町	パイプライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	浜町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
は	浜芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	浜風町(5～8番除く)	パイプライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	浜風町5～8番	パイプライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	毎週 金 午前	第2・4週 金			
	東芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
ひ	東山町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	平田北町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	平田町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
ふ	船戸町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
ま	松ノ内町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	前田町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	松浜町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
み	翠ヶ丘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	南浜町1～9番	パイプライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	南浜町10～18番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	宮塚町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	宮川町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
や	緑町(1・3・4番除く)	パイプライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	緑町1・3・4番	パイプライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	毎週 金 午前	第2・4週 木			
よ	山手町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	山芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
ろ	陽光町1～7番	パイプライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	陽光町8番20号	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
わ	六蔵荘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	若宮町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	若葉町	パイプライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第1・3・4・5週 木	毎週 火	毎週 金 午前	第2・4週 火				

申込み・予約制

申込み・予約制

電話 22-2166

電話 22-2155

月～金曜日の午前9時～
午後4時まで

月～金曜日の午前7時30
分～午後4時まで
(風12時～12時45
分を除く)

9 中間処理計画

(1) 受入可能な廃棄物等

一般廃棄物（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。）の中間処理は、本市が行います。

ア ごみ及び粗大ごみの処理

(ア) 焼却

計画収集ごみ（パイプライン収集ごみを含む。）及び事業所が搬入する燃やすごみは、環境処理センターにおいて焼却します。

(イ) 破砕処理

可燃性粗大ごみは、環境処理センターにおいて破砕し、焼却します。

(ウ) 有価物選別業務

燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみは、有価物を選別し再資源化を図ります。

イ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、次に掲げる廃棄物とします。

(ア) 紙くず

(イ) 木くず

(ウ) 繊維くず

(イ) その他市長が必要と認めたもの

ウ 特定家庭用機器再商品化法による特定家庭用機器廃棄物〔エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機〕

買換え時の下取りをする家電以外でも兵庫県電機商業組合が引き取る「兵庫方式」で処理するとともに、リネットジャパンリサイクル株式会社との連携も進めています。

エ 在宅医療廃棄物

(ア) 注射針等の鋭利な物

医療関係者、患者又は家族が医療機関に持込み、感染性廃棄物として処理することとします。

(イ) その他の非鋭利な物

市が一般廃棄物として処理します。

オ アスベスト含有廃棄物

特別管理廃棄物のため、環境処理センターでは処理ができないため、排出者が専門の業者に依頼し、取外し、運搬、処理することとします。

(2) 中間処理施設

- ア 名称：芦屋市環境処理センター
- イ 所在地：芦屋市浜風町 31-1
- ウ 処理設備：焼却炉・破砕機・不燃物圧縮機・切断機
- エ 処理量：焼却処理 26,057t（令和4年度見込み値）
資源化処理 2,110t（令和4年度見込み値）

焼却炉	型 式		全連続燃焼式焼却炉
	処 理 能 力		230t/24h(115t/24h×2基)
破砕機	可 燃 性 粗大ごみ用	型 式	二軸剪断式破砕機 NS-552SK
		処 理 能 力	10t/5h 破砕寸法 200mm以下
	不 燃 性 粗大ごみ用	型 式	二軸剪断式破砕機 NS-452S
		処 理 能 力	5~8t/h
圧縮機	型 式		カンスクイザーKC10-D3
	処 理 能 力		10t/8h
切断機	型 式		アリゲータ式
	切 断 能 力		刃先 13t 刃元 74t
ペットボトル減容設備	型 式		油圧圧縮梱包式
	処 理 能 力		300kg/h

(3) ごみ処理施設整備計画

令和4年度より芦屋市環境処理センター施設整備基本計画を策定中

10 最終処分計画

一般廃棄物の最終処分は、埋立処分します。

(1) 埋立処分の対象

焼却灰、ばいじん処理物

(2) 最終処分地の概要

- ア 委 託 先：大阪湾広域臨海環境整備センター
- イ 搬入基地：尼崎基地（尼崎市平左衛門町）
- ウ 埋立処分場：神戸沖埋立処分場
- エ 埋立方法：海面埋立方式（管理型）
- オ 処 理 量：4,178t（令和4年度見込み値）

(参考)

別途、焼却灰の一部は再資源化します。（令和4年度見込み値：70t）